

市川三郷町みはらしの丘・みたまの湯官民連携  
導入可能性調査支援業務プロポーザル実施要領

令和8年6月

市川三郷町

本実施要領は、「市川三郷町みはらしの丘・みたまの湯官民連携導入可能性調査支援業務」を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案を求め、本業務に最も適した事業者を選定することを目的とし、必要な事項を定める。

## 1 業務の概要

(1) 業務名 市川三郷町みはらしの丘・みたまの湯官民連携導入可能性調査支援業務

(2) 業務の目的

「みはらしの丘・みたまの湯」の今後の運営形態を検討するにあたり、発注者における現行の他施設の運営手法や他団体の類似施設の運営事例を踏まえた現状分析や民間企業への意向調査等を通して、効果的かつ効率的な事業運営の検討及び運営事業者選定を行う上で必要な支援を行い、民間のノウハウや資金を活用したサービス向上、コスト削減、地域活性化に資する官民連携事業の導入可能性調査を検討することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「市川三郷町みはらしの丘・みたまの湯官民連携導入可能性調査支援業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 提案上限金

5,400,000円

(6) 実施形式

本業務の履行にあたっては、専門的知識、技術を要することから、価格のみでなく、発注者の地域特性に合わせた企画提案力が必要である。このため、総合的な見地から判断し、最適な企画・技術能力等を有する事業者を選定するため、プロポーザル方式により候補者を決定する。

## 2 参加資格要件（応募条件）

本業務のプロポーザルに参加するものは、以下の要件を全て満たすこと

(1) 要件

- ①直近5カ年にPPP/PFI等官民連携手法の導入支援に関する業務実績を有すること。
- ②仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること。
- ③地方自治法施行令第167条の4に該当しないもの。
- ④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）でないこと。
- ⑤公告の日以降において、国及び地方公共団体から指名停止処分を受けていないもの。
- ⑥公告の日以降において、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続中のものでないこと。

- ⑦国税及び地方税を滞納していないもの。
- ⑧山梨県又は国内に本社及び支店（営業所）を有する事業者であること。

(2) 留意事項

- ①参加事業者は、参加表明書の提出をもって本実施要領の記載内容について承諾したものとみなす。
- ②本プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- ③書類受理後の修正・変更は認めない。また管理技術者の変更は認めない。
- ④提出された書類等は返却しない。
- ⑤今回提示する仕様書等の著作権は本町に帰属し、参加者から提出のあった書類等の著作権は参加者に帰属するが、選定において複製を作成する場合がある。

(3) 業務実施上の条件

本業務の実施にあたっては、次の条件を満たすこと。

①業務の再委託

契約の履行の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。  
 主要部分以外の第三者への委託は書面により発注者の承諾を事前に得ること。

3 公募スケジュール（案）

内容	受付期間・実施時期
募集開始・公表	令和8年6月 1日（月）
質問書の受付期間	令和8年6月12日（金） 17時まで
参加表明書の提出期限	令和8年6月12日（金） 17時まで
質問書の回答期限	令和8年6月18日（木）
提案書提出期限	令和8年6月26日（金） 12時まで
選考審査・プレゼンテーション	令和8年7月 9日（木）
選考結果通知	令和8年7月10日（金）以降

4 募集について

- ・町ホームページに掲載（実施要領、仕様書、各種様式等）。
- ・各種様式等については、町ホームページからダウンロードにより入手すること。  
 なお、窓口又は郵送による配布は行わない。

5 質問の受付及び回答について

本実施要領及び仕様書の内容に不明な点がある場合は、質問書の提出期限内に、次により質問書（様式6）を提出すること。

- (1) 受付期限 令和8年6月12日（金） 17時まで必着

- (2) 提出先 : 市川三郷町役場産業振興課観光係
- (3) 提出方法 : 質問書(様式6)を電子メール  
メールアドレス : [sangyou@town.ichikawamisato.lg.jp](mailto:sangyou@town.ichikawamisato.lg.jp) にて提出すること  
(電話及び窓口での質問には応じない)。
- (4) 回答方法 : 質問書に対する回答は随時行う。なお、質問者へは電子メールにより回答するとともに町ホームページにおいても掲載する。

## 6 参加表明書の提出について

参加を希望する事業者は、以下のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 募集期限 : 令和8年6月12日(金) 17時まで 必着
- (2) 提出先 : 市川三郷町役場産業振興課観光係
- (3) 提出方法 : 電子メール(メールアドレス : [sangyou@town.ichikawamisato.lg.jp](mailto:sangyou@town.ichikawamisato.lg.jp)) にて送ること。(電子メール送信した際、必ず担当部署まで電話にて連絡すること)
- (4) 提出様式 : ①参加表明書(様式1-1)  
②同種業務実績書(様式3)  
③経営状況が確認できる書類(財務諸表)  
④法人にあっては法人税並びに消費税及び地方消費税について滞納がないことを証明するもの。  
⑤法人の登記事項証明書  
⑥配置予定技術者調書(様式4)  
⑦業務実施体制調書(様式7)
- (5) 辞退方法 : 参加表明書を提出後に辞退する場合は、提案書の提出期限の日までに参加辞退届(様式1-2)を電子メールにより提出すること。

## 7 企画提案書等の提出について

参加を希望する事業者は、提出期限内において次に掲げる書類を提出すること。

### (1) 提出書類

- 提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式2(表紙)  
※任意様式については、A4判用紙両面印刷とし、ページ番号を記入する。
- 参考見積書(記載額は消費税を含まない額とする)・・・様式5  
※書類は原則としてA4版とする。

### (2) 提案書の提案項目

- 市川三郷町みはらしの丘・みたまの湯官民連携導入可能性調査支援業務仕様書を基に本町の地域やみたまの湯の特性を確認し、業務遂行の基本方針、業務実施体制等について記載する。提案書には工程計画はA4 1枚を含めることとし、計画には業務開始から完了までのスケジュール及び業務フローを記載すること。

【提案項目】

大項目	中項目	評価内容
1. 業務理解 基本方針	業務目的の理解	仕様書の業務目的・対象施設の特性を正確に理解しているか
	地域特性の把握	市川三郷町・みたまの湯の地域特性・課題を的確に把握しているか
2. 調査・分析 手法	現況調査手法	対象施設の老朽化・財政・運営・利用実績の調査手法が適切か
	事業スキーム検討	PPP/PFI 等の官民連携手法の整理・比較分析の方法が具体的か
	VFM 算定	VFM 算定の手法が妥当か
3. 民間意向 調査	ヒアリング計画	民間事業者へのヒアリング対象・手法・設問設計が具体的か
	結果の活用方針	ヒアリング結果を事業スキームへ反映する方法論が示されているか
4. 成果品 報告	報告書	実施方針等書類の内容・構成が的確か
	成果品の品質	報告書・資料の品質確保・わかりやすさへの配慮が示されているか
5. 実施体制 スケジュール	実施体制	プロジェクト管理技術者の経験・専門性・配置が適切か
	工程計画	業務フロー・スケジュールが現実的かつ具体的か
6. 類似業務 実績	同種業務実績	官民連携導入可能性調査・PPP/PFI 支援等の類似業務実績があるか
7. 独自提案 創意工夫	付加価値提案	仕様書外の創意工夫・DX 活用・地域活性化への独自提案があるか

※記載するに当たり、次の内容に留意すること。

- ・具体的な事例、データ等については、文章だけではなくイメージ等を可視化すること。
- ・市川三郷町みはらしの丘・みたまの湯官民連携導入可能性調査支援業務仕様書との整合を図ること。

○技術的提案・創意工夫 A 4 判

仕様書に示す業務内容における有効な手法等の提案を記載する。

仕様書に明示のない事項に対する提案、その他企画提案者が考える提案等を記載する。

- (3) 企画提案書作成要領 A4判(両面印刷)、文字は12ポイント以上とし、左綴じで製本すること。なお、表現の都合上、A3判の資料等を挿入する場合は片面印刷片袖折とすること。印刷はモノクロ・カラーを問わない。
- (4) 提出部数：正本1部、副本7部(副本は複写でも可)
- (5) 提出期限：令和8年6月26日(金)12時まで必着
- (6) 提出方法：郵送(簡易書留郵便又は一般書留郵便)または持参とし、電子メールによるものは認めない。
- (7) 提出先：〒409-3601 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790番地3  
市川三郷町役場産業振興課観光係

## 9 選考審査・プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションについては、次のとおりとする。

- (1) 実施日時：令和8年7月9日(木)
- (2) 場 所：市川三郷町役場2階会議室2
- (3) 方 法：プレゼンテーション
  - ・1事業者当たり45分以内(プレゼンテーション30分、質疑応答15分)とする。
  - ・出席者は管理技術者を含む最大3名とする。
  - ・プレゼンテーションは非公開とする。
  - ・プレゼンテーションに必要な機材(スクリーン及びプロジェクター)は事務局が用意する。パソコンの持込みは可とするが、事前に電子メールで事務局あてにデータ送付すること。
- (4) その他：詳細な日程、実施方法等については、後日参加者に通知する。
- (5) 評価基準：7(2)提案項目と同様

## 10 事業者の選定について

- ・事業者の選定は、選考委員により審査、選定する。
- ・選定委員の選考内容については非公開とし、選考結果は参加事業者全員に対し、書面により速やかに通知する。また、選考結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めない。
- ・参加資格要件を満たさない場合及び価格提案書の合計金額が提案価格上限額を超えている場合は、審査対象から除外する。

### 11 結果通知

- ・選定結果は、市川三郷町ホームページに掲載する。
- ・選定に関する異議等は受け付けない。

### 12 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・提出書類に虚偽の記載、他事業者の盗作等があった場合。

- ・会社更生法の適用を申請するなど、契約の履行が困難と認められる場合。
- ・その他、公平な審査を妨害する行為があったと認められる場合。

### 1 3 優先交渉権者の決定方法

選定委員の採点により、合計得点が最も高い提案事業者を本業務の優先交渉権者とする。ただし、すべての選定委員の平均得点が総点数の6割に満たない場合は、この限りではない。  
最高合計得点者が複数いる場合は、提案金額が最も安価な提案事業者を優先交渉権者とする。

### 1 4 その他

- ・期限までに企画提案書等の提出がなかった者、又はプレゼンテーション当日、指定された場所・時刻に来ない者は、辞退したものとみなす。
- ・本プロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、提出書類を開示する場合がある。

〒409-3601 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790番地3

市川三郷町役場産業振興課観光係

電話：(055)240-4157

FAX：(055)272-5601

メール：[sangyou@town.ichikawamisato.lg.jp](mailto:sangyou@town.ichikawamisato.lg.jp)